

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策15：郵政行政の推進
担当部局・課室名	情報流通行政局郵政行政部企画課
作成責任者名	情報流通行政局郵政行政部企画課長 片桐 義博
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策15 郵政行政の推進

第 1 部 政策の全体像と取組状況

（政策目的）

- 郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。
- 民間事業者による信書の送達事業（信書便事業）については、信書便市場の活性化や利用者利便の向上を図る。
- さらに、各国との政策協議や万国郵便連合（UPU）への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。



（総務省の主な取組）

1. 郵政事業のユニバーサルサービスの確保等
 - ①日本郵政・日本郵便の法人監督（P4～）
 - ②郵便の制度に関する企画・立案、事業者の監督（P7～）
 - ③貯金業務・保険業務に関する事業者の監督（P11～）
2. 郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進（P14～）
3. 信書便事業分野における健全な競争環境の整備（P16～）
4. 国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開の促進（P19～）

1. 郵政事業のユニバーサルサービスの確保等

- 郵政事業のユニバーサルサービスの提供は、日本郵政と日本郵便の責務として法定。
- 日本郵政・日本郵便の責務である郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの提供等が着実に履行されるよう、日本郵政グループ各社への必要な監督や制度の企画立案を実施。

①日本郵政・日本郵便の法人監督

- 日本郵政・日本郵便の事業計画の認可等、両社の組織及び運営一般の監督を実施。

②郵便の制度に関する企画・立案、事業者の監督

- 郵便料金に係る制度の在り方の検討を実施。

③貯金業務・保険業務に関する事業者の監督

- 郵政民営化法に基づき、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に関する新規業務規制等に係る対応等を実施。

2. 郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進

- 人口減少により、地域の行政サービスや生活支援サービス等の縮小・撤退する地域が増加する中、全国約2万4千の郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに、行政サービス及び生活支援サービスの確保・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるため、郵便局の新たな活用事例の創出に係る実証事業を行い、日本郵便の様々な地域課題解決に貢献する取組を推進。


第2部で詳述

3. 信書便事業分野における健全な競争環境の整備

- 信書便事業の許認可等により、信書便制度を適正に運用するとともに、制度説明会等による周知活動を推進。

4. 国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開の促進

- UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣の実施とともに、新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要調査及び相手国との協議を実施。

政 府

日本郵政株式会社

発行済株式を38.8%保有。
(議決権保有割合38.8%)令和7年3月期決算資料及びディスクロージャー
(2024年)等から作成。

※1 主な支店等の数は令和6年3月31日時点。

※2 各社の「当期純利益」は、「親会社株主に
帰属する当期純利益」の数値。※3 株式保有割合及び議決権保有割合は
令和7年6月30日時点。

※4 社員数は令和6年3月31日時点。

代表執行役社長

根岸 一行

社員数 (正社員)

1,533名

主な支店等

病院(1)

純資産

15兆2,895億円 (連結ベース)

主な事業

日本郵政グループの運営

経常収益 (連結/単体)

11兆4,683億円/2,166億円

経常利益 (連結/単体)

8,145億円/1,445億円

当期純利益 (連結/単体)

3,705億円/3,114億円

議決権保有割合100%

日本郵便株式会社

議決権保有割合49.9%

株式会社ゆうちょ銀行

議決権保有割合49.8%

株式会社かんぽ生命保険

社 長

小池 信也

社員数
(正社員)

171,804名

主な支店等

支社(13)、郵便局(24,223)

純資産

7,409億円 (連結)

主な事業

郵便業務、国内・国際物流業、物販業
銀行窓口業務、保険窓口業務、不動産業

経常収益

3兆4,534億円 (連結)

経常利益

25億円 (連結)

当期純利益

▲42億円 (連結)

窓口業務の委託

笠間 貴之

11,345名

営業所(233)

9兆909億円 (連結)

銀行業

2兆5,220億円 (連結)

5,845億円 (連結)

4,143億円 (連結)

谷垣 邦夫

18,427名

直営店(82)

3兆2,414億円 (連結)

生命保険業

6兆1,653億円 (連結)

1,702億円 (連結)

1,234億円 (連結)

日本郵政

- ユニバーサルサービスの責務を果たしつつ、グループの新たな成長に向けた企業価値向上を目指すとともに、郵便局ネットワークの一層の活用を図る。
- 各社と連携を深めながら、日本郵政グループの企業価値向上、ガバナンス・コンプライアンス機能等の強化に向けた支援等を行うとともに、グループの持続可能性の向上を目指し、サステナビリティ経営等を推進する。
- 営業収益のほとんどが子会社からの配当金収入(1,386億円)であり、1,245億円の黒字計画。

日本郵便

- ユニバーサルサービスの責務の下、郵便局ネットワークを維持し、公益性・地域性を発揮するとともに、郵便局ネットワークの価値の向上を図る。
- 厳しい事業環境の下で、お客さま視点での商品・サービスの改善等を通じ、収益力の向上・業務の効率化等に取り組むとともに、非公開金融情報の不適切な利用等の事案を踏まえたガバナンス・コンプライアンスの強化にも取り組む。
- 令和6事業年度に引き続き、郵便物数の減少、銀行・保険窓口業務受託手数料の減少等は継続することを見込んでいるものの、郵便料金の見直し(令和6年10月～)、人件費の減少等により、全体で375億円の黒字計画。

収支予算

(注)いずれも単体。計数は四捨五入

(単位:億円)	日本郵政			日本郵便		
	R7事業計画(①)	R6事業計画(②)	①－②	R7事業計画(③)	R6事業計画(④)	③－④
営業収益	1,965	2,093	▲128	29,061	28,674	+387
営業費用	720	759	△39	28,686	28,810	△124
営業損益	1,245	1,334	▲89	375	▲135	+511

- 郵便局は、全国に24,186局設置。
- 日本郵便株式会社法により、日本郵便は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っている。また、省令により、いずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければならない、過疎地においては、改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする責務を負っている。（日本郵便株式会社法第6条、日本郵便株式会社法施行規則第4条第1項、第2項）

【郵便局数の推移】（単位：局。下段（ ）書きは、対前年同月増減数）

	H19.10.1 (民営化時)	H24.10.1 (統合時)	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末	R7.3末	R7.6末
計	24,540	24,537	24,311 (▲30)	24,284 (▲27)	24,251 (▲33)	24,223 (▲28)	24,185 (▲38)	24,186
直営郵便局	20,241	20,240	20,148 (▲2)	20,145 (▲3)	20,142 (▲3)	20,143 (1)	20,133 (▲10)	20,134
簡易郵便局	4,299	4,297	4,163 (▲28)	4,139 (▲24)	4,109 (▲30)	4,080 (▲29)	4,052 (▲28)	4,052
うち一時 閉鎖局	417	240	421 (45)	463 (42)	520 (57)	589 (69)	603 (14)	610

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。

2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

<全体に関するもの>

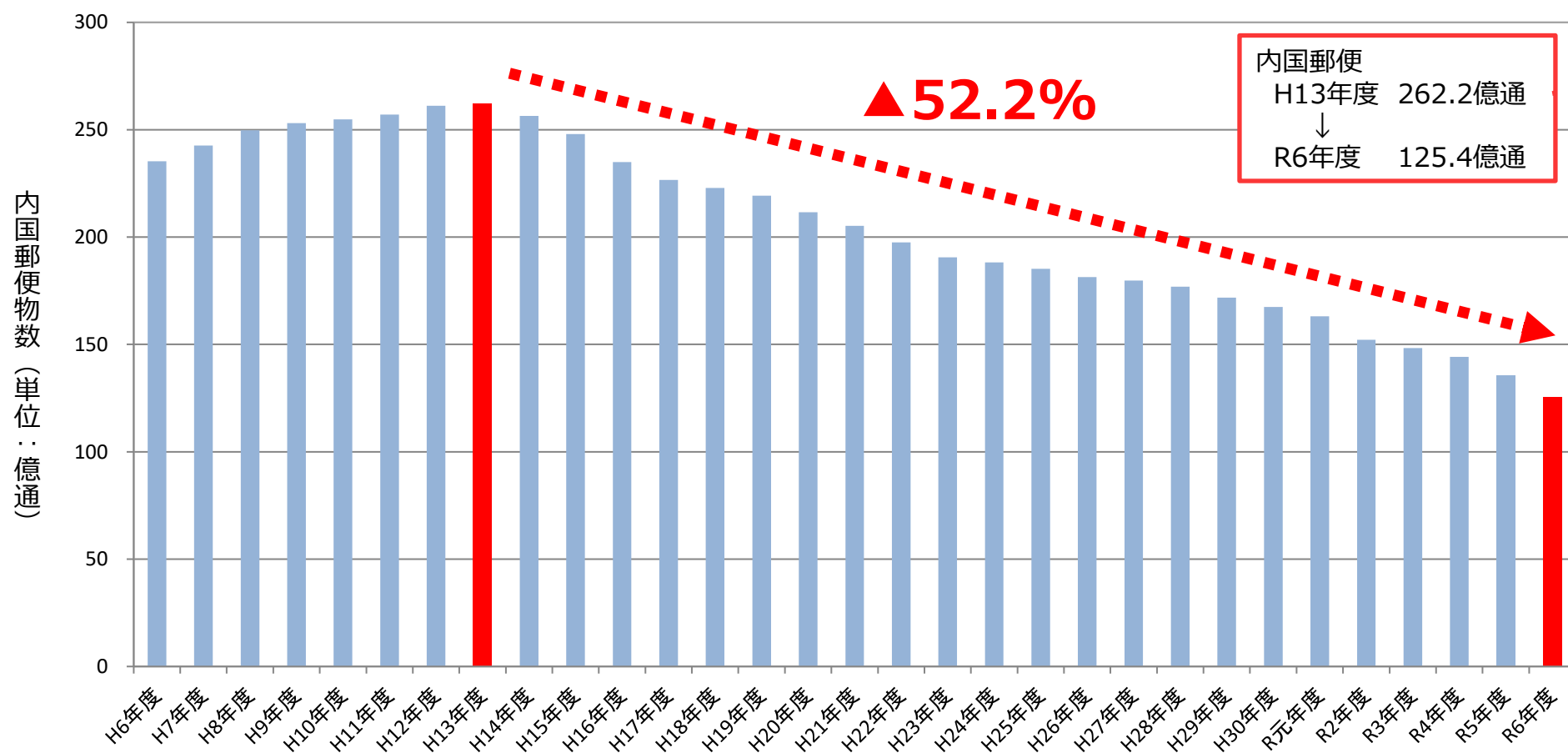
郵便に関する料金(郵便法第3条)

- ・郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

<各種別に関するもの>

種別	届出・認可 の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書等)	届出制	・<u>25g以下の定形郵便物の料金の額が</u>、軽量の信書の送達役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して<u>総務省令で定める額(※)を超えないものであること</u> ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること
第二種郵便物 (葉書)		・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
特殊取扱等 (書留等)		—	(同上) ※一部の任意的特殊取扱を除く
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること	・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種郵便物 (通信教育等)			

- 郵便物数については、インターネットやSNSの普及、各種請求書等のWeb化の進展、各企業の通信費や販促費の削減の動き、個人間通信の減少等により、大幅に減少している。
- 平成13年度をピークに毎年減少しており、内国郵便については、令和6年度までの23年間で52.2%減少。



○ 25g以下の定形郵便物の料金額の上限を「84円」から「110円」に改定する郵便法施行規則の改正について、令和6年6月13日に公布・施行。

(※) 令和6年3月7日に情報通信行政・郵政行政審議会から答申を受け、同年5月21日に物価問題に関する関係閣僚会議にて了承。

(※) 国民への影響等にも鑑み、料金の値上げ幅は可能な限り抑えることとして、最小限の値上げ幅とした。

(※) 同日、日本郵便から郵便料金変更の届出を受領。

○ 令和6年10月1日より、以下の内容で郵便料金を改定。

区別		旧料金	新料金	値上げ幅
第一種定形郵便物	25gまで	84円	110円	+26円 (+31.0%)
	50gまで	94円		+16円 (+17.0%)
第二種郵便物 (通常はがき)		63円	85円	+22円 (+34.9%)

➤ その他の料金は、25g以下の定形郵便物の改定率と同等の30%程度の改定率を基本とする。

➤ なお、レターパックや速達等の一部の料金については、利用者利便等の観点からこれより低い15%程度の改定率とする。

・ レターパックライト 370円 → 430円 (+60円 (+16.2%))

・ 速達料 (250gまで) 260円 → 300円 (+40円 (+15.4%))

➤ 第三種郵便物・第四種郵便物及び令和5年10月に料金改定を行った書留等の特殊取扱などについては、据え置き。

(※) 郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1% (約3,100円) である。

- 郵便料金の見直しに当たり付議した「物価問題に関する関係閣僚会議」等において、郵便料金に係る制度の見直しの検討を行うよう求められたことも踏まえ、令和6年6月24日、情報通信審議会（郵政政策部会）に、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について諮問。
- 郵政政策部会の下に新たに「郵便料金政策委員会」を設置し、具体的な検討を実施。令和7年7月31日に、議論の結果を「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申」として取りまとめ。

1 背景・趣旨

- 郵便物数の減少や、燃料費等物価の高騰の影響もあり、日本郵便の郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、日本郵便は令和6年10月から料金見直しを実施。
- 上述の郵便料金の見直しを行ったとしても、継続的な郵便物数の減少等により、郵便事業の収支の見通しは引き続き厳しく、現行制度の下では、短期間に更なる値上げが必要になる可能性がある。
- このため、今後郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた上で、郵便料金に係る制度の在り方について検討を行うことが必要。

2 検討項目

- (1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方
 - ・ 郵便事業における収支相償について
 - ・ 料金に係る規制等について
- (2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方
 - ・ 算定基準等について
- (3) その他必要と考えられる事項
 - ・ 一般信書便役務に関する料金規制について

「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申」(概要)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001022835.pdf

1 生命保険会社

郵政民営化法

かんぽ生命保険

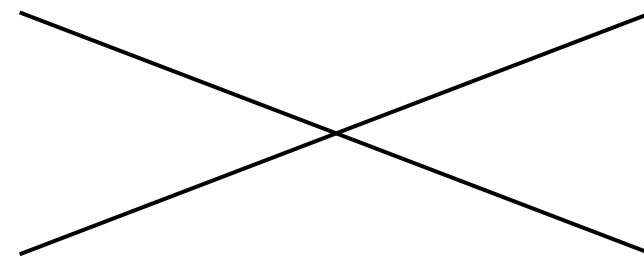
限度額規制
1,000万円(加入後4年以上経過2,000万円)

新規業務規制(事前届出)
※令和3年6月9日に認可制から届出制へ移行

子会社保有規制(認可)
(国内外の保険会社を子会社とすることは不可)

保険業法の規制

他の民間生保



保険業法の規制

2 銀行

郵政民営化法

ゆうちょ銀行

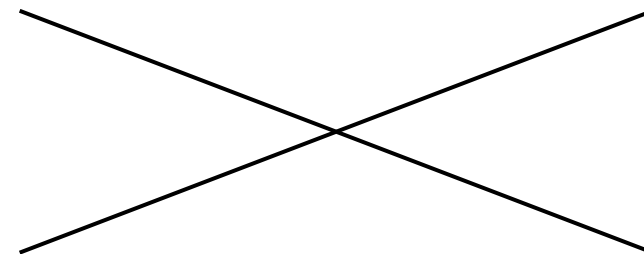
限度額規制
通常貯金1,300万円・定期性貯金1,300万円

新規業務規制(事前届出)
※令和7年6月27日に認可制から届出制へ移行

子会社保有規制(認可)
(国内外の銀行を子会社とすることは不可)

銀行法の規制

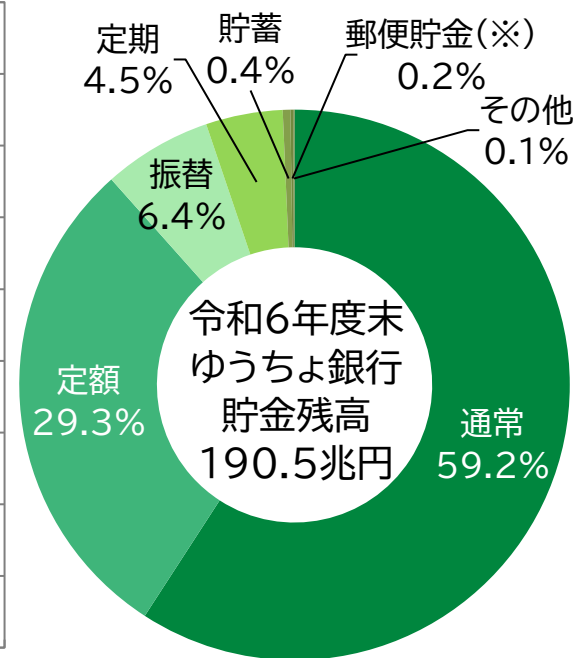
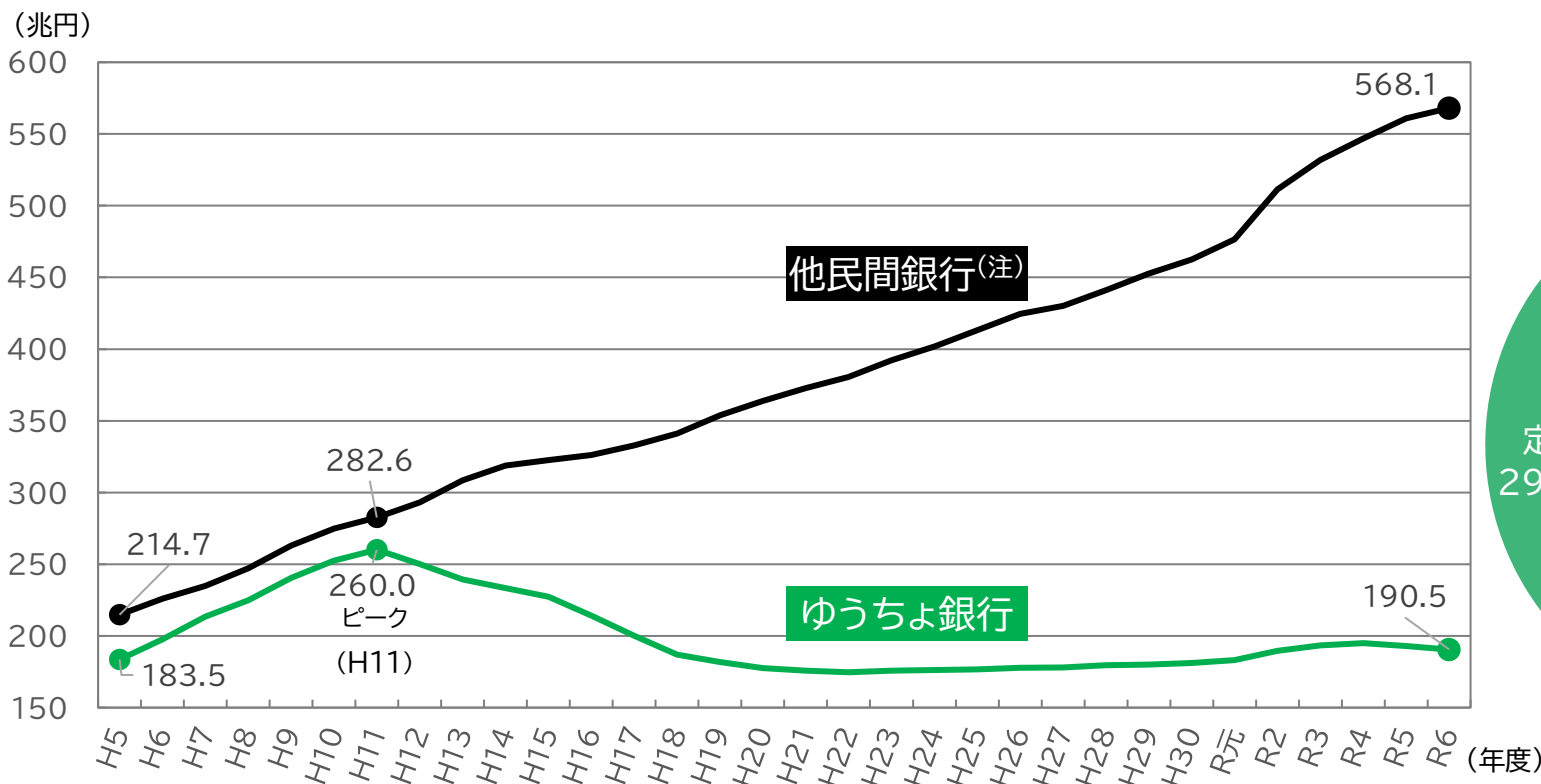
他の民間銀行



銀行法の規制

(注) ゆうちょ銀行、他の民間銀行のいずれも、元本1,000万円及び利息の預金額が保護される(預金保険法)。

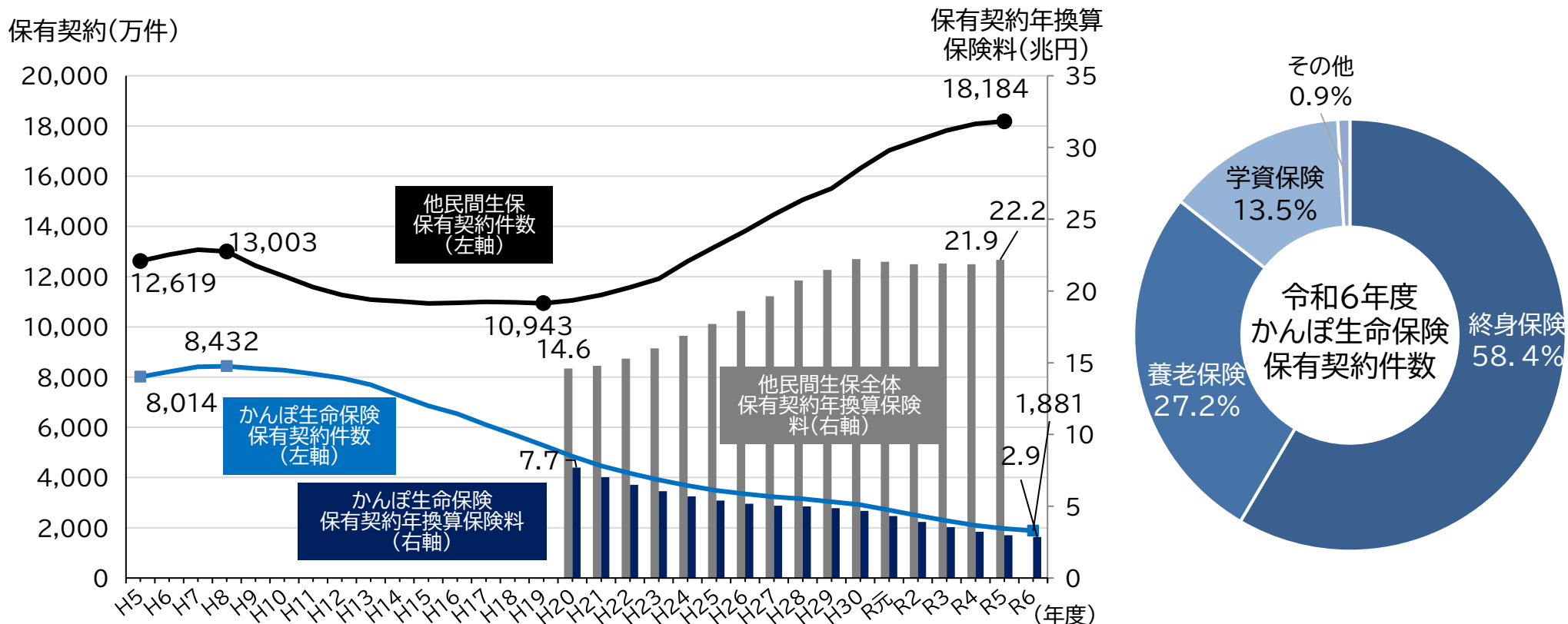
- ゆうちょ銀行の貯金は、令和6年度末で190.5兆円。
平成11年度末のピーク(260.0兆円)から、69.5兆円の減少(26.7%減)。
- 国内の銀行における預貯金残高に占めるゆうちょ銀行の貯金残高の比率は令和6年度末で25.1%。
平成11年度末のピーク時の比率(47.9%)から、22.8ポイントの減少。



(注)個人預金の普通預金、貯蓄預金及び定期性預金残高の合計。
民営化(H19年度)以降のゆうちょ銀行の数値は、民営化前の貯金と
民営化後の貯金の合算値。
(ゆうちょ銀行決算説明資料及び日本銀行「預金者別預金」より作成)

(※)民営化前に預け入れられた
定期性の貯金(全て満期を迎えている)。
(ゆうちょ銀行決算説明資料より作成)

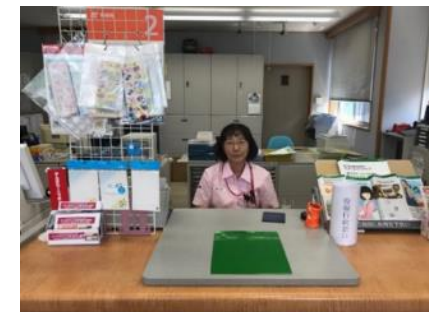
- かんぽ生命保険の保険商品は、終身保険や養老保険など従来型の保険が中心であり、保有契約件数（年金保険を除く）、保有契約年換算保険料（年金保険を除く）ともに減少傾向が継続している。
- 令和6年度末の保有契約件数は平成8年度末のピークから、6,551万件の減少（77.7%減）、保有契約年換算保険料は平成20年度末と比較して、4.8兆円の減少（62.9%減）。
- 一方、他の民間生保は、がん保険、医療保険など、第三分野の保険を伸ばすことによって、契約件数が増加傾向にある（保有契約年換算保険料は横ばい）。



(注)・民営化(平成19年度)以降のかんぽ生命保険(保有契約・保有契約年換算保険料)の数値は、民営化前の契約と民営化後の契約の合算値
・保有契約年換算保険料はかんぽ生命保険が集計を開始した平成20年度以降の数値を記載

行政サービス

- 全国に多数配置され地域住民にとって身近な公的機関である郵便局においては、自治体から様々な事務を受託しており、住民の利便の増進に貢献すると共に、自治体における効率的な行政サービスの提供、組織及び運営の合理化に資することで、行政事務の補完的役割を果たしている。(合計396自治体・5,268郵便局)。
- 日本郵便では、自治体のニーズを受けて、本来業務を圧迫しない範囲において体制を整備すると共に、適正な対価を徴収し、実施している。



支所業務の郵便局への包括的委託
(長野県泰阜村)

生活支援サービス

- 地域における生活関連の各種サービスの撤退が進んでいる地域では、住民が住み続けられるために必要なサービスが郵便局で提供されている。
- 日本郵便では、自治体事務同様に、本来業務を圧迫しない範囲において体制を整備すると共に、適正な対価を徴収し、実施している。



自治体との連携協定に基づく
買物支援サービス(岐阜県飛騨市)

主な住民サービスの例

- **買い物支援**
郵便局で生活必需品の購入の手段の提供(飛騨市)
配達ネットワークを活用した買い物サービス(奈良市ほか)
- **医療・介護・健康**
地域の見守り(宇和島市ほか)
へき地の郵便局におけるオンライン診療(周南市ほか)
- **防災**
避難所開設状況・避難先リスト等情報の相互提供(石川県)
備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送(相模原市)
- **その他の生活支援の担い手としての役割**
地域の金融機関の窓口業務の受託(天塩町ほか)
鉄道の駅窓口業務の受託(鴨川市ほか)
道路等インフラ管理・メンテナンス(長岡市ほか)
交通(デマンド型交通、MaaSに関する協力)
(前橋市ほか)



へき地における郵便局でのオンライン診療
(石川県七尾市)

- 人口減少が進む日本の地域社会において、自治体の支所・出張所の統廃合が見られる中、地域の実情やニーズに合わせた郵便局の取組への期待が大きくなっている。
- こうした中、郵便局で自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の交付に加え、地方分権の更なる推進や、マイナンバーカードの一層の普及促進のため、令和3年及び令和5年に郵便局事務取扱法※を改正。
※「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」。受託には予め、①日本郵便に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。
- このほか、郵便局では様々な自治体窓口事務を取り扱っており、その合計は、**396自治体・5,268郵便局**(令和7年5月末現在)。

(1) 郵便局事務取扱法に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
郵便局事務取扱法に基づく受託事務(合計)	172	574

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付
- ② (地方税の)納税証明書の交付
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等
- ⑧ マイナンバーカードの交付、記録事項の変更、紛失届の受付、返納※(市町村長がビデオ会議システムを用いて本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等を含む。)
- ⑨ 印鑑登録証明書の交付
- ⑩ 印鑑登録の廃止申請の受付

※ 令和5年6月の法改正により追加。

(2) 郵便局事務取扱法以外の法令に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、児童手当の各種請求書・届出書の受付等	39	124

(3) 自治体が独自に郵便局に委託している事務

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
マイナンバーカードの申請支援、バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売 等	303	4,959

(4) 自治体事務受託合計((1)+(2)+(3)(重複を除く))

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	396	5,268



長野県泰阜村(左図)、
栃木県日光市(右図)
における自治体事務の受託

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(信書便法)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

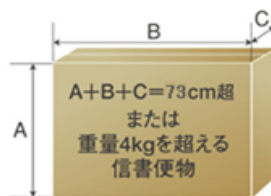
特定信書便事業 ……特定サービス型(許可制)

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

各役務のサービス例

	主なサービス例
大型信書便サービス(1号役務)	・本庁と支庁等の間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス)
急送サービス(2号役務)	・バイク便等を利用した3時間以内の送達
高付加価値サービス(3号役務)	・メッセージカードの配達サービス(電報類似サービス) ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

一般信書便事業 ……全国全面参入型(許可制)

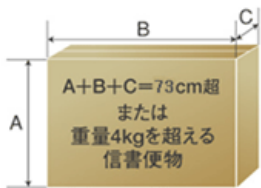
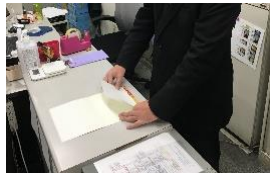
手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則4日以内に送達するサービス

- 信書便法は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的。
- 信書便法施行(平成15年4月)以来、一般信書便事業への参入はなく、特定信書便事業への参入は令和6年度末で623者。
- 特定信書便事業の引受信書便物は約2,116万通、信書便事業の売上高は約188億円(ともに令和5年度実績)。

1 特定信書便事業のサービス例

特定信書便事業の類型	主なサービス例
大型信書便サービス (1号役務) 	・本庁と支庁等の間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス)   巡回先毎の集配用バック 自治体内の施設を巡回
急送サービス (2号役務) 	・バイク便等を利用した3時間以内の送達  
高付加価値サービス (3号役務)  800円を超える料金	・メッセージカードの配達サービス(電報類似サービス)   メッセージを台紙に貼り付け ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

2 特定信書便事業の現況

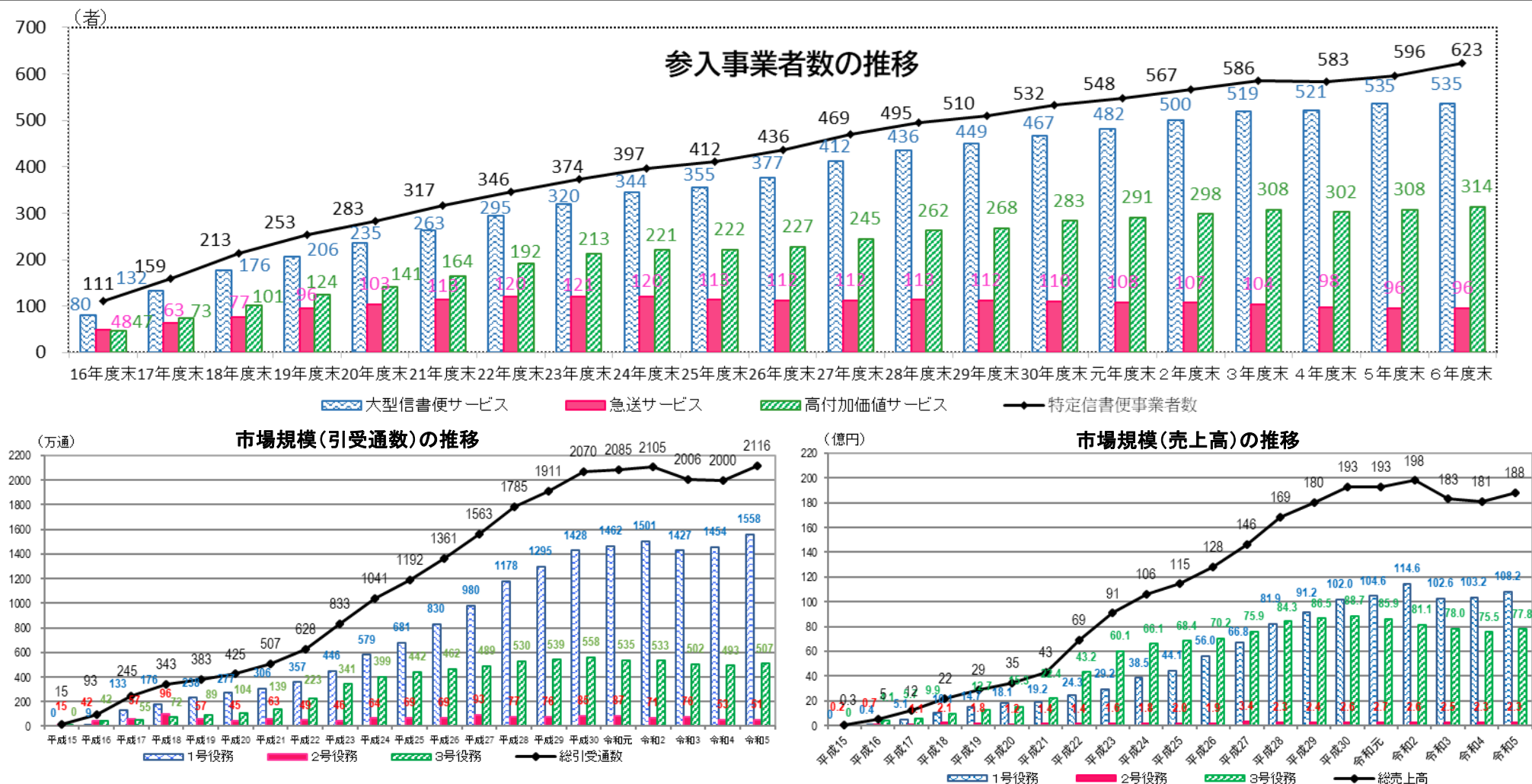
	平成15年度末	令和6年度末
事業者数(総数)	41者	623者
(内訳) 1号役務	22者	563者
2号役務	21者	96者
3号役務	15者	314者

※複数の役務を提供する事業者があるため、総数と内訳の合計は一致しない。

	平成15年度	令和5年度
引受通数(総数)	15万通	2,116万通
(内訳) 1号役務	23通	1,558万通
2号役務	15万通	51万通
3号役務	1,100通	507万通
売上高(総額)	0.3億円	188億円
(内訳) 1号役務	2万円	108.2億円
2号役務	0.2億円	2.3億円
3号役務	305万円	77.8億円

※令和6年度の特定信書便事業の引受信書便物・売上高は令和7年秋頃目途で集計予定。

- 特定信書便事業へは、令和6年度末現在で623者が参入。提供役務の種類別にみると、大型信書便サービス(1号役務)への参入者が増加している。
 - 令和5年度の信書便の市場規模は、引受通数で約2,116万通(前年度から約116万通(5.8%)増)、売上高で約188億円(前年度から約7億円(4.0%)増)。引受通数は令和5年度において過去最大となった。
- ※令和6年度の特定信書便事業の引受信書便物・売上高は令和7年秋頃目途で集計予定。



- UPUは、郵便業務の効果的運営によって諸国民の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として、1874年に設立。2024年に150周年を迎えた。
- 近年、電子商取引を支える国際物流のルール形成機関としての役割への期待が高まっている。
- 現在、192カ国・地域が加盟(日本は1877年に加盟)。
- 2022年1月、我が国の目時政彦氏が国際事務局長に就任(任期は4年間。1回のみ再選可、最大で2期8年)。
※ 2021年8月開催(開催地:アビジャン(コートジボワール))の第27回万国郵便大会議にて、目時氏が国際事務局長に選出された。
(有効投票総数(156票)の約3分の2(102票)の票を獲得。)
- 2025年9月の第28回万国郵便大会議(開催地:ドバイ(アラブ首長国連邦))において、国際事務局長・次長、管理理事会(CA(Council of Administration))・郵便業務理事会(POC(Postal Operations Council))理事国選挙等が実施される。
我が国は、国際事務局長選挙に目時政彦氏を擁立しているほか、CA・POC理事国に立候補。

UPUの構造



万国郵便大会議【原則4年ごとに開催・全加盟国で構成】

UPUの最高意思決定機関

UPU条約等の改正、常設機関の理事国選挙、国際事務局長・次長選挙、次回大会議までの研究課題等に関する決議、決定、勧告等を行う

国際事務局(UPU本部)

- ・本部:ベルン(スイス)
- ・職員:約250名
(うち邦人職員12名)
- ・国際事務局長、次長が選挙職

管理理事会(CA: Council of Administration)

【常設(年2回開催)・41理事国】

大会議間のUPUの事業継続を確保する機関
規制、組織等に関する検討が任務

- ・第1～第4委員会
- ・タスクフォース等

郵便業務理事会(POC: Postal Operations Council)

【常設(年2回開催)・48理事国】

郵便業務、郵便金融業務等の技術・業務
・経済等における諸問題を共同して研究

- ・第1～第4委員会
- ・タスクフォース等

活動に参加

諮問委員会

利用者・関連事業者
も含めて構成

相手国政府と郵便協力覚書に署名し、郵便業務ノウハウを含む日本型郵便インフラシステムを輸出することで、
①国内関連企業の海外展開、②相手国の経済発展、③両国間の関係強化、等に貢献。

- ベトナムに対しては、郵便事業体間のコンサル契約による技術指導を実施したほか、日本企業が郵便機材を受注。
- スロベニアに対しては、総務省の仲介により、日本企業が郵便機材を受注したほか、定期的に保守契約を締結。
- その他、新たな地域への拡大や新たな機材を用いたインフラシステムの海外展開にも注力。

ベトナムへの技術指導・共同事業の推進

- ホーチミンにおいて、日本企業が区分機・関連機材を受注(2018年)。その後、継続して保守部品を受注。
- 日本郵便によるコンサル契約(2024年までに計5件)を通じ、郵便品質を改善。



指導前



指導後

新たな地域、新たな機材の展開

- アジアに軸足を置いた活動から、中央アジア・コーカサス地方への拡大。
- 各国の郵便事業体が、電子商取引市場拡大による小型小包増加に対応する中、適した機材を提案。



アゼルバイジャン郵便への搬送ロボット(AMR)の提案

スロベニアとの郵便協力

- スロベニア郵便の地域区分局に係る機材調達に関し、総務省から先方へ日本製機材を採用するよう働きかけを行い、日本企業が区分機・関連機材を受注(これまでに計3件:2016年、2022年、2024年)。
- その後、スロベニア郵便と同社は定期的に保守契約を締結するなど、強固な協力関係を構築。
- スロベニア郵便は、電子商取引の進展による物量増加に対応するため、全国の地域区分局の小包処理システムの更新・拡張を検討。我が国企業による受注拡大に向けて、適宜支援を実施予定。



納入した区分機

<予算事業名及び行政事業レビューシートURL>

予算事業名	行政事業レビューシートURL
郵便局等の公的地域 基盤連携推進事業	https://rssystem.go.jp/project/1b11078c-7638-49e8-b8a4-b620e3d91a4b
郵政行政に係る国際 政策の推進に必要な 情報収集	https://rssystem.go.jp/project/457cec09-3b21-4919-a6ab-2511f6a203bb
国際機関への貢献	https://rssystem.go.jp/project/dc9d98f9-6c37-4630-870e-1d96be384f8f
郵便料金に係る制度 検討のための調査	https://rssystem.go.jp/project/40594645-4851-41d7-a16b-c979083c605d

<参考資料>

審議会・研究会名	掲載ページURL
情報通信審議会 郵政 政策部会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yusei_bukai.html
情報通信審議会 郵政 政策部会 郵便料金政 策委員会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yubinryokin_sei_sakuiinkai.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策15 郵政行政の推進

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

<郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進>

1. 概要・背景等

- 総務省においては、少子高齢化やデジタル化の進展等、社会を取り巻く環境変化を踏まえ、デジタル技術と郵便局を組み合わせた様々な地域課題の解決事例創出に取り組んできた。一方で、人口減少が進む中、行政サービスを提供する自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う民間企業（民間金融機関や医療機関等）が縮小・撤退する事例も増加するなど、個々の地域課題が複合的に組み合わさり、地域の持続可能性の確保が重要な課題となっている。
- こうした中、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの提供と郵便局ネットワークの維持を責務とする全国約2万4千局の郵便局が、自治体等と連携し、地域に必要な機能の維持を図り、自治体事務等の行政サービスやオンライン診療、買い物支援等の生活支援サービスの確保・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げることが今後求められる。

2. 効果発現経路

アクティビティ	アウトプット	短期アウトカム	中長期アウトカム
郵便局の利活用による地域課題解決等に関する実証事業の実施	➢ 行政サービス・生活支援サービスの確保に係る実証実施（R4年度3件、R5年度4件、R6年度4件）【目標件数：10件】 ➢ 自治体への説明会の実施（R6年度13件）【目標件数：15件】 ➢ 郵便局を活用した各種サービス導入に係るガイドラインの作成（R4年度3件、R5年度4件、R6年度4件）【目標件数：5件】	➢ 郵便局と自治体による行政サービスの確保に向けた連携を推進 指標：郵便局事務取扱法に基づく自治体事務受託件数 R3年度末 170自治体、588郵便局 R4年度末 168自治体、567郵便局 R5年度末 157自治体、523郵便局 R6年度末 174自治体、581郵便局	➢ 人口減少下において、地域のサービスが持続可能な形で提供され続ける地域社会の実現
地域の持続可能性の確保のための郵便局活用のあり方等に関する調査の実施及び郵便局利活用事例の普及展開	➢ 自治体アンケート調査実施（R4年度回答数1,248自治体/1,741自治体 R5年度回答数1,005自治体/1,741自治体 R6年度回答数 985自治体/1,741自治体）【目標件数：1,000自治体】 ➢ 郵便局を活用した新たな課題解決モデルの調査・検討（R4年度1件、R5年度2件、R6年度2件）【目標件数：5件】 ➢ 郵便局の利活用事例集の作成（R6年度8事例）	➢ 地域の実情や社会環境等の変化を踏まえ、オンライン診療・服薬指導や買い物支援、駅業務の受託といった自治体からの行政サービスの受託以外の多様な主体との間の住民生活支援サービス等の連携事例を創出。地域と郵便局の有機的な連携を推進。 指標：連携取組実施地域（55地域 令和7年4月末現在）	➢ 郵便局と地域の多様な主体との連携強化や、地域課題に応じた多様な解決策の提供を通じた地域活性化の実現

3. 現状・これまでの取組

- 総務省においては、国民の利便性向上と行政運営の効率化に資する郵便局の活用を推進するため、マイナンバーカードの交付事務など様々な自治体窓口事務の受託を推進してきた。日本郵便においても自治体と協議等を行い、令和7年5月現在、396自治体、5,268郵便局で事務受託が行われている。
- また、少子高齢化、デジタル化の進展等により様々な地域課題が生じる中、日本郵便においては、地域のニーズを踏まえ、鉄道事業者からの駅業務受託や地域金融機関の窓口業務受託、地域運営組織との連携等を進めてきた。総務省においては、郵便局の強みを生かした課題解決に向け、デジタル技術を活用した郵便局と自治体等の連携が有効なサービス等のモデルケース創出を目指し、「郵便局活性化推進事業」、「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」に取り組んできた。
- 上記の実証事業を通じて、郵便局と自治体等の連携が有効な分野やサービス等について関係者間のコスト負担や役割分担、外部人材の効果的な活用方法、郵便局において対応可能な事項など運用を含めた様々な課題の整理等を行った。そうした成果を踏まえ、郵便局でのオンライン診療・服薬指導や空き家調査、ICT技術を活用したみまもりサービス等多様なサービスの実装に繋がっている。
- さらに、地域の持続可能性の確保が喫緊の課題となる中、地域での郵便局活用のニーズや郵便局で実施可能な事項等を踏まえた郵便局活用のあり方等に関する調査を行い、今後の郵便局の活用方策について検討を行ってきた。
- 上記の実証事業や調査等で得られた知見を踏まえ、郵便局の利活用に関する事例集を作成・公表した。

<郵便局活性化推進事業>

R元年度	1	ICTを活用したみまもりサービス及び観光情報等の発信(岩手県遠野市)
	2	買い物サービス支援(新潟県津南町)
	3	農家の農作物配送支援(静岡県藤枝市)
R2年度	1	地域体験型観光コーディネート(北海道帯広市)
	2	空き家の活用支援(宮城県東松山市)
R3年度	1	地域の見守りと防災対策の推進(広島県三次市)
	2	デジタル技術を活用した行政手続サポート(熊本県八代市)
	3	デジタル技術を活用した行政手続サポート(沖縄県石垣市)

<郵便局等の公的地域基盤連携推進事業>

R4年度	1	多様な交通モードを活用した地域交通政策の取組と郵便局の連携(群馬県前橋市)
	2	中山間地域における郵便局のドローンの公的活用(三重県熊野市)
	3	郵便局を活用した買い物サービス支援(熊本県八代市)
R5年度	1	郵便局におけるオンライン診療の実施(石川県七尾市)
	2	災害時における郵便局が有する被災者に関する情報の提供(静岡県熱海市)
	3	日本郵便が保有・取得するデータの地域社会における活用(新潟県長岡市)
	4	デジタル技術を活用した郵便局みまもりサービスの防災活用(高知県梼原町)
R6年度	1	ドライブ・バイを活用した配達車両による寒冷地でのスマート水道検針(青森県青森市)
	2	共助型買物サービスと組み合わせた余積を活用した地産品の当日配送サービスによる地域活性化(静岡県静岡市)
	3	郵便局を「コミュニティ・ハブ」とした地域に必要なサービスの提供(広島県安芸太田町)
	4	郵便局におけるオンライン診療・オンライン服薬指導の実施(山口県柳井市)

4. 今後の方向性

- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに、行政事務の効率化・住民生活支援サービスの充実による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるための多様な連携事例を創出し、地域と郵便局の有機的連携を図る。
- 人口減少下において、郵便局を「コミュニティ・ハブ」として、複数の行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供することで、地域の持続可能性の確保と地域活性化の実現を目指す。
- 具体的には、日本郵便と連携し、地域の行政サービスの確保に貢献するため、事務受託件数を拡大するとともに、実証等を通じて実装された住民生活支援サービスを、同様の課題を有する地域へ普及・横展開することが求められる。
- そのため、自治体等へ過去の実証成果・郵便局活用事例集の周知を行うとともに、令和7年度より新たに開始する地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業を着実に実施し、得られた知見や住民へのアンケート調査等を通じた改善事項を抽出し、成功事例や課題等を自治体・日本郵便に説明・共有し、郵便局の利活用のニーズの掘り起こしや各種サービスの実装・横展開を推進するなど、地域を支える郵便局の利活用に向けた更なる取組を行う。

郵便局の利活用事例集（令和7年3月作成）

	実施地域	取組内容
1	長野県泰阜村	自治体事務の包括的な委託
2	三重県玉城町	空き家調査
3	宮崎県都城市	マイナンバーカードの交付申請等の受付事務
4	愛媛県宇和島市	スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービスの提供
5	山口県柳井市	オンライン診療・オンライン服薬指導
6	広島県安芸太田町	コミュニティ・ハブとしての活用
7	青森県青森市	スマート水道検針
8	静岡県静岡市	地産品配送・買物支援

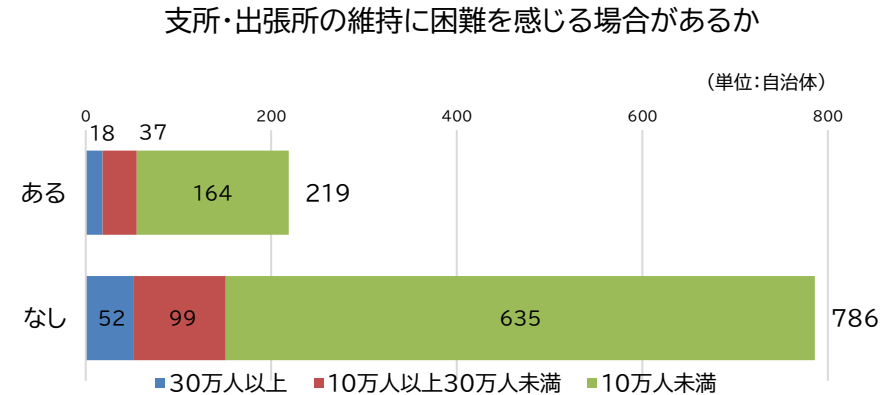
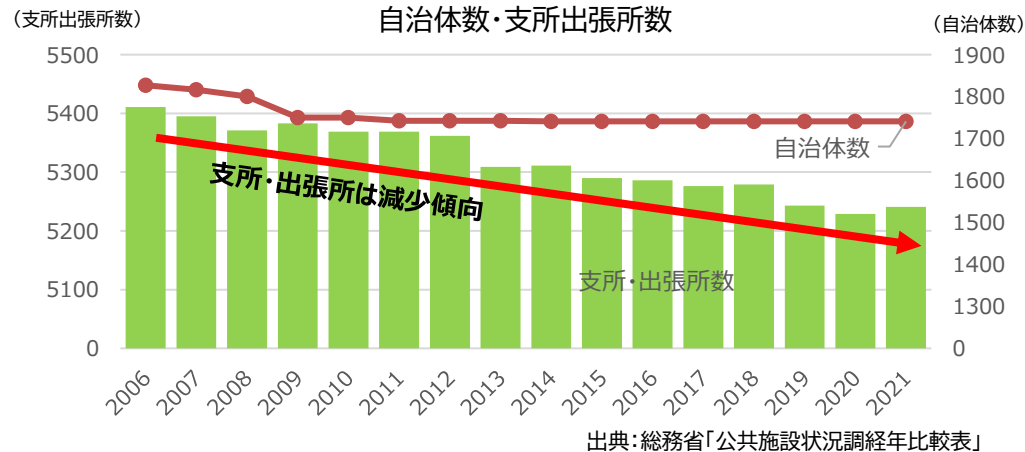


地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



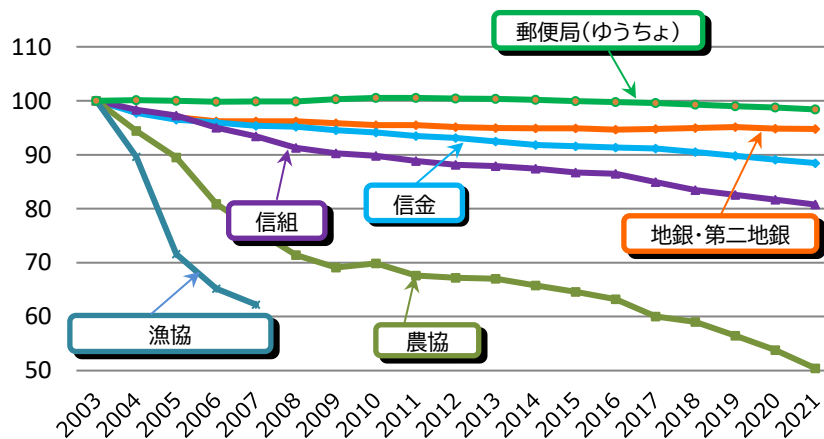
- 拠点の集約化・サービス提供の一元化による持続可能性確保＝「コミュニティ・ハブ」の役割が人口減少下の地域社会において重要。
- 全国あまねく存在する約2万4千の有人拠点であり、公的な役割を担ってきた郵便局が中核的役割を担い得る。

- **自治体支所・出張所数は減少傾向**にあり、令和5年、情報通信審議会郵政政策部会において、全自治体を対象に実施したアンケートにおいて「**支所・出張所の維持に困難を感じる場合がある**」との回答は2割超。支所等の維持への課題が潜在化している自治体も相当程度あるものと推察される。
- その他、銀行等の店舗や有人駅など、**生活に必要なサービスも減少傾向**となっている。

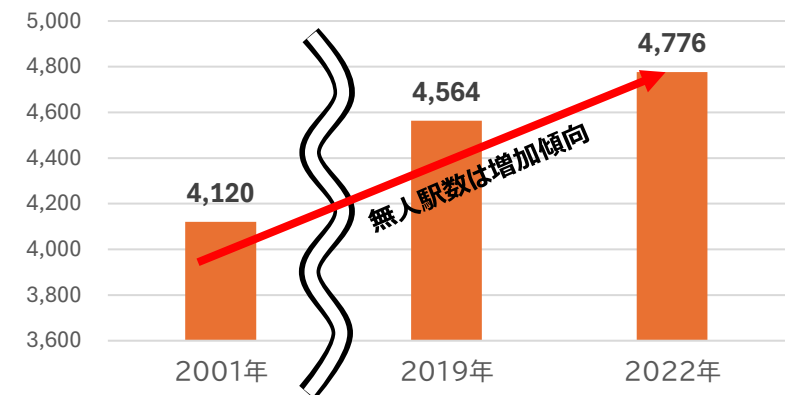


出典：令和5年に実施した自治体対象アンケート調査

銀行等の店舗数の推移



全国の無人駅数の推移



出典：国土交通省「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」概要
※当該データを基に総務省にて作成

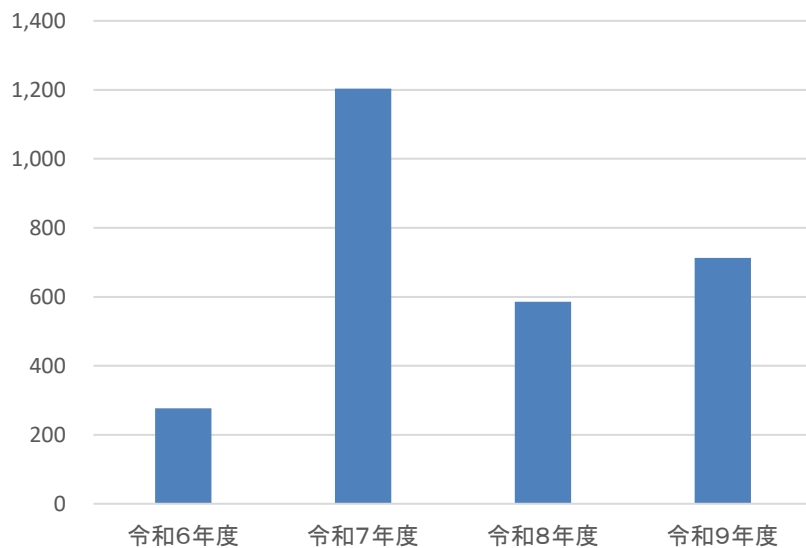
(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数
2024年度 (R6)	280
2025年度 (R7)	1200
2026年度 (R8)	590
2027年度 (R9)	710

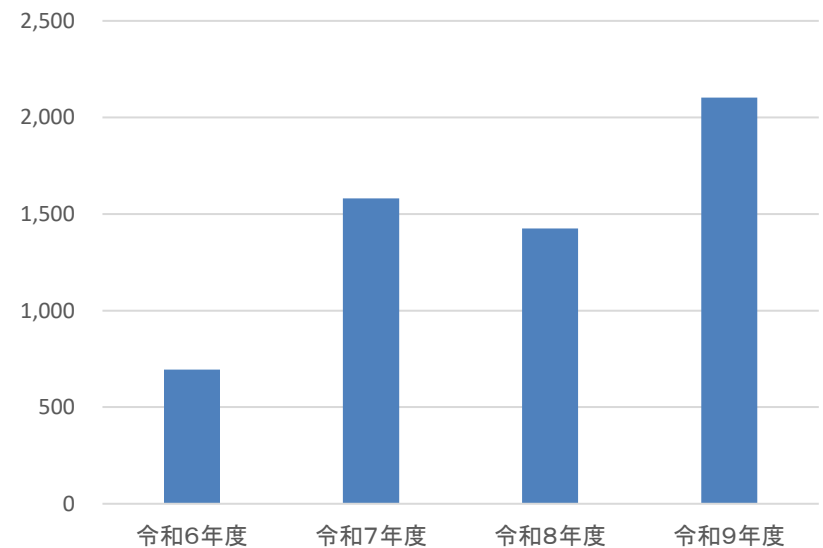
(万件)

電子証明書	
年度	想定更新件数
2024年度 (R6)	690
2025年度 (R7)	1580
2026年度 (R8)	1430
2027年度 (R9)	2100

(万件)



(万件)



- 令和6年6月、情報通信審議会郵政政策部会が取りまとめた「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」一次答申において、**郵便局が果たす地域貢献の基本的考え方として、「地域貢献についても郵便局の重要な業務として実施することが求められる」とされ、総務省において「コミュニティ・ハブ実現へ向けた促進策を検討すべき」とされた。**

○地域の「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の実現

「コミュニティ・ハブ」の意義・必要性

自治体は郵便局に公的サービス・生活サービスの担い手としての役割を期待

中でも、自立的な地域経済の維持が困難化する地域において、

- 自治体支所や金融機関など物理的な拠点の縮小
- 住民による公的サービスの利用そのものも困難化

- 自治体等の各種団体・企業が提供してきた公的サービス等の全部又は一部を提供する「**コミュニティ・ハブ**」の実現と普及
- 集約された多様な機能やデジタル技術も活用し、民間企業・団体との新たな連携による「**地域経済社会の活性化の推進拠点**」となることも期待

郵便局の役割・果たしうる機能

- 約84%の自治体との間で包括連携協定を締結
- 自治体窓口業務等の取扱いを拡大
- 防災・災害対応や買い物・見守り等の**生活支援の実績**

- 「**コミュニティ・ハブ**」を実現する上では、地域の信頼を得て運営されている郵便局が、**中核的位置づけとして重要な役割**を果たしうる
- **郵便局が取得する情報・データの活用による住民サービスへの貢献**も期待
- **地域コミュニティの拠点化や新たな事業展開を図ろうとする取組**にも注目

(イメージ)

自治体等の各種団体・企業が提供してきた公的サービスを中心に、それらの全部又は一部の機能を提供
「**コミュニティ・ハブ**」としての郵便局

行政サービスの向上・補完の役割

- ・自治体事務受託
- ・各種証明書発行
- ・マイナンバーカード関連の事務 等



地域に必要なサービスを提供する拠点

- ・地域の安全・防犯・見守り、防災・災害対応
- ・買い物支援、医療・介護・健康 等

行政サービスや民間サービスの維持・確保の受け皿になる拠点として郵便局を整備
※受益者負担を基本とした適正な費用負担により運営

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業(民間金融機関等)が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。
- 令和7年度政府予算として150百万円を計上。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

現状



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- 郵便局の公共性・地域性を活かして、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させていく。